

ちょっと待って!!



禁止区域内における

客引き行為等は禁止です!!

客引き行為等禁止区域内(道路や公園などの公共の場所)で禁止される行為



客引き行為



通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、客となるよう誘う行為をいいます。



勧誘行為



通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、役務に従事するよう勧誘する行為をいいます。



客待ち・勧誘待ち行為



客引き行為や勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為をいいます。

客引き行為等禁止区域



客引き行為等禁止区域(道路や公園等の公共の場所が対象)

令和3年10月1日以降

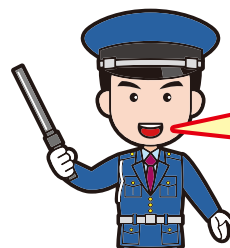
① 客引き行為等禁止区域内の公共の場所(道路、公園等)において、

市の中止命令に違反したり、

② 立入調査拒否、虚偽の報告などを行うと、**「5万円の過料」**が科せられます。

また、併せて**「氏名等の公表」**をすることがあります。

③ 客引きをした者が過料処分となった場合、**客引きをさせた者にも「5万円の過料」**が科せられます。(両罰規定)



市の「客引き行為等対策指導員」が、巡回し、指導・啓発を行います。

